

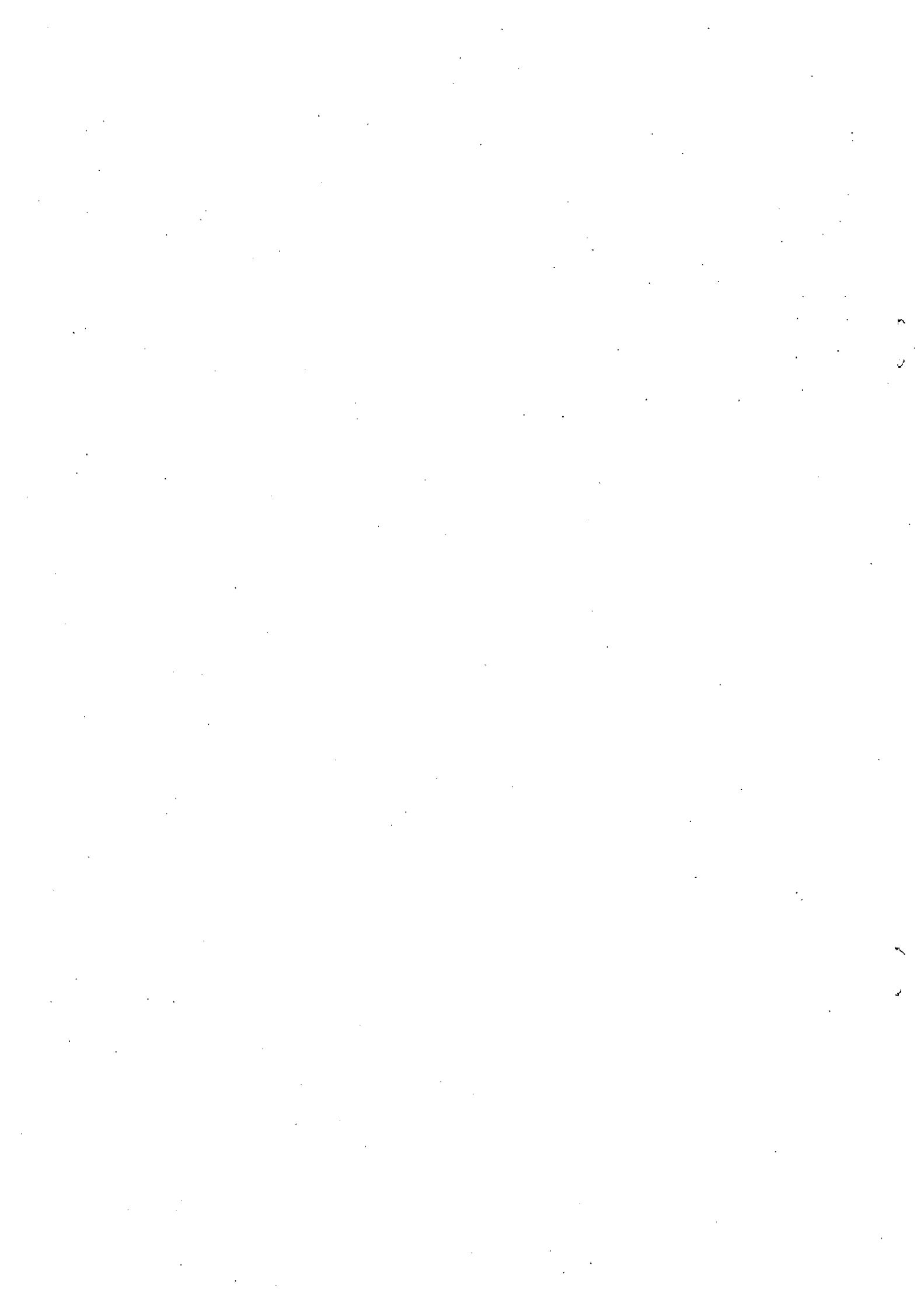
福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年12月19日)

〔件 名〕

- 1 鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る環境影響評価審査会（12月15日）の審査状況について
(環境立県推進課) . . . 1
- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課) . . . 2
- 3 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の鳥取市への誘致について
(緑豊かな自然課) . . . 別冊
- 4 ファクシミリ誤送信による個人情報の流出について
(くらしの安心推進課) . . . 3
- 5 建築基準法に適合しないコンクリートの建築工事への使用に係る経過報告について
(住まいまちづくり課) . . . 4
- 6 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課) . . . 5

生 活 環 境 部



鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る環境影響評価審査会（12月15日）の審査状況について

平成29年12月19日
環境立県推進課

鳥取市青谷町地内における風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会（本方法書審査の3回目）を開催したので、その概要を報告する。

なお、審査会では一般からの意見とそれに対する事業者の見解などについて確認及び質疑を行った。

1 事業の概要

事業者：自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）
内 容：青谷町地内において風力発電所（出力：最大40,000kW、基数：最大14基）を設置。

2 環境影響評価審査会の概要（方法書段階3回目）

日時：平成29年12月15日 午前10時から午後12時半まで／場所：県庁議会棟 特別会議室

内容：一般から提出された意見書とそれに対する事業者見解の確認

方法書に対する知事意見の形成に係る検討

<一般住民等からの意見>

17通のべ316件の意見が提出されており、審査会ではこのうち「調査・予測・評価の方法についての意見」に対して事業者の見解が示された。

（意見の内訳（分類））

調査、予測、評価の方法についての意見／事業の進め方及び環境影響評価の手続についての意見／環境影響あるいは健康影響を懸念する意見／事業規模についての意見／事業に反対する意見

<主な質疑内容>

○自然エネルギーは重要だが、生態系や景観などへの影響を極力回避するとともに、住民の健康と安全を第一に考えて計画を検討していただきたい。

○意見の中には調査地点と予測地点を混同されたものもあるのではないか。例えば騒音などの調査は点で行っても、予測は面的に行うと思われ、そのあたりが十分説明できていないと思われるものがある。

○住民の一番の懸念は、環境影響が予測結果を超える場合だと思う。予測はあくまでシミュレーションで、その誤差についてどのように対応するのか。

⇒住民の方が予測の確かさについて懸念されているとの認識は持っております、事例収集等により誤差の可能性・程度等もしっかりと説明していきたい。また、予測の確かさを検証する意味でも事後調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討していくこととなる。

○騒音の現況を示す残留騒音は風車が回る最低の風速の時に測定するのか。

⇒そうではなく、風車が回る様々な風速のときに測定する。騒音の予測もその風速のときに風車から発生すると見込まれる値を用いて予測することになる。

○台地状の平坦な場所で造成工事をする場合、工事に伴う濁水の流出方向が左右2方向など複数になる場合もあるかと思うが、沈砂池の設定などはどうにするのか。

⇒左右2方向に流域がある場合は左右2箇所に沈砂池を設置するのが通常である。実際の現地の状況によってケースバイケースであり、地元との協議等により設計を固めていく。

3 手続きの経過と今後の予定

9月13日 事業者が県に方法書を提出

9月15日

～10月16日 事業者による配慮書の縦覧（一般からの意見聴取は10月30日まで）

9月29、30日 事業者が気高町、鹿野町、青谷町で環境影響評価法に基づく説明会を実施

10月31日 環境影響評価審査会（方法書内容の説明及び事業者ヒアリング）

11月15日 環境影響評価審査会（配慮書段階の知事意見への対応状況等について事業者ヒアリング）

12月15日 環境影響評価審査会（一般からの意見と見解について事業者ヒアリング）

（今後の予定）

1月17日 環境影響評価審査会

…来年2月頃に知事意見を発出する見込み。

参考 環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・手続の各段階において、知事は事業者に対し直接または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

平成29年12月19日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

1 条例手続の現状

(1) 意見調整申出書の提出

平成29年11月24日付けで「手続条例第16条第1項第3号」に該当するとした判断結果及び12月20日を期限とし手続条例第17条第1項に規定する意見調整を申し出ができる旨の周知を行ったところ、12月15日付けでセンターから県が理解を得られていないと判断した関係住民を調整の相手方とした意見調整申出書の提出があり、県はこれを受理した。

〈意見調整の相手方〉

- ・関係6自治会のうち、理解を得られていないと判断した2自治会
- ・水利権者(個人で意見書を提出した水利権者1名)

(2) 今後の予定

県は、意見調整申出書の提出を受け、手続条例第17条第2項の規定に基づき、センター及び関係住民双方の意見の調整を行うこととなる。

意見の調整は、手続条例第17条第1項の規定に鑑み、県が事前に双方の意見をまとめた上で、県が主催する会議において、センター及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図ることとしている。

2 専門家会議(仮称)の設置に向けた検討状況

センターの実施状況報告書に係る米子市長からの回答(11月9日付)及び米子市議会議長からの要望(11月27日付)を受け、県は、漁業者等の地元関係者からも寄せられた法令基準そのものへの不安や一般的な疑問等に対するセンターの見解等について、科学的専門的見地から審査する専門家会議(仮称)を設置することとし、今後、委員の選定等を進めていく予定である。

◇手続条例(抜粋)

(実施状況報告に対する通知)

第16条 知事は、第14条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

- ① 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
- ② 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
- ③ 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(意見の調整)

第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整(知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。)を知事に申し出ることができる。

ファクシミリ誤送信による個人情報の流出について

平成29年12月19日
くらしの安心推進課

くらしの安心推進課（鳥取県交通対策協議会事務局）において、「高齢者交通安全対策講習参加者名簿」を委託先自動車学校宛てにファクシミリ送信した際、ファクシミリ番号を誤って送信したことにより、当該講習参加者の個人情報が流出したことが判明しました。

このため、即日、当該参加者及び誤送信先に対して謝罪するとともに、個人情報の管理、取扱いについて、改めて注意喚起及び再発防止を徹底する措置を行いました。

1 事案判明日時

平成29年12月6日（水）午前9時30分頃

2 経過

- (1) 同日午前9時頃、くらしの安心推進課（鳥取県交通対策協議会事務局職員）が委託先自動車学校宛てに「高齢者交通安全対策講習参加者名簿」を送付する際に、誤ったファクシミリ番号に送信した。
- (2) 同日午前9時30分頃、誤送信先の県内事業所から、「講習参加者名簿がファクシミリ送信されてきた」との電話連絡があり、誤送信（個人情報の流出）が判明した。

3 発生原因

ファクシミリ番号を打ち間違えるとともに、送信前の入力番号の確認も不十分であったことによる。

4 流出した個人情報

講習参加者（10名）の氏名、住所、年齢、性別、電話番号

5 対応

- (1) 同日午前11時30分、くらしの安心推進課職員が誤送信先を訪問して、謝罪し、当該参加者名簿の回収を申し出たところ、既に裁断して廃棄されていた。（確認済）
- (2) 同日夕方、くらしの安心推進課職員が当該参加者に対して、電話により経緯の説明と謝罪を行ったところ、全員の方々に御了承いただいた。

6 再発防止策

- (1) 個人情報を含む書類をファクシミリ送信するときは、あらかじめ所属長の了解を得て行うものとし、当該書類を送信する際には、複数の職員によりチェックすることや短縮ダイヤル機能を活用することを徹底する。
- (2) 同日中に、鳥取県交通対策協議会事務局及びくらしの安心推進課の全職員に対して、改めて個人情報に対する意識と厳正な管理の徹底を注意喚起した。

建築基準法に適合しないコンクリートの建築工事への使用に係る経過報告について

平成29年12月19日

住まいまちづくり課

株式会社中央生コン（米子市夜見町）が、平成27年5月1日から平成29年8月17日の間に、建築基準法第37条に適合しないコンクリート（回収骨材を使用したもの）を出荷し、建築工事に使用されていることが判明した事案について、その後の経過を報告する。

1 回収骨材使用に係る調査状況について（建築基準法第37条適合状況の確認）

所在地	調査対象	不適合		適合 (制限箇所以外での使用)
		強度確認済	不適合	
米子市内	民間	234	77(5) [3]	77(5) [3] 157
	公共	24	12(1)	12(1) 12
境港市内	民間	47	16 [1]	16 [1] 31
	公共	5	2 (1)	2 (1) 3
西部地区の郡部	民間	10	4	4 6
	公共	1	1	1 0
合 計	民間	291	97(5) [4]	97(5) [4] 194
	公共	30	15(2)	15(2) 15

※()内の数字は現在も工事中の件数

※[]内の数字は建築基準法第7条の6に基づき、検査済み証交付前であるが特定行政庁に仮使用認定の手続きを行い、使用開始した件数

【建築基準法第37条の概要】 建築物の基礎及び主要構造部（柱、梁等）に用いるコンクリートは、原則として回収骨材を使用しないJIS規格に適合するものとし、例外的に国土交通大臣の認定を受けた場合に回収骨材の使用を認めている。（土木工事では問題なく使用が可能）

2 国土交通大臣による認定その他の対応状況について

- ・株式会社中央生コンが製造した回収骨材を用いたコンクリートに対して、平成29年10月31日付けで国土交通大臣の認定がなされ、本事案の対象建築物の違反実態は解消した。

※当該認定は、同社が平成27年5月1日から平成29年8月17日までに製造されたコンクリートにのみ適用

- ・これを受けて、11月上旬に特定行政庁（県、米子市、境港市）から同社に以下の対応を求め、12月上旬までに②③について適切に処置されていることを確認した。
 - ①今後においては、建築基準法告示が改正されるか、別に大臣認定を受けない限りは建築工事に使用できないことに留意すること。
 - ②納入先に対して、大臣認定を取得したことにより、建築基準法違反の実態が解消したことを文書等で伝えること。また、その結果について特定行政庁へ報告すること。
 - ③規制対象となった建築物について、大臣認定どおりのコンクリートが使用されていることを確認するため、出荷当時の配合計画書、出荷証明書等の資料を提出すること。
- ・仮使用認定を受けて使用開始していた工事完了物件4件については、改めて各特定行政庁により完了検査を行い、検査済み証を交付済である。
- ・また、建築基準法第37条の建築材料の品質管理の遵守を広く周知するため、各特定行政庁においてホームページへの掲載、窓口等での掲示、チラシ配布等を実施した。

3 株式会社中央生コンに対する措置について

- ・大臣認定どおりに建築工事に使用されていることを確認したことを受け、各特定行政庁から同社に対して厳重注意文書を12月上旬に通知し、今回のような事案が再び起こることがないよう、製造・出荷時の確認を徹底する等、法令の遵守を求めるとともに、改めて次の対応を求めた。

①法令遵守徹底のための業務改善計画書の提出（平成29年12月28日まで）。

②当該計画の提出の日から1年間（告示改正により回収骨材の使用が可能となった場合にはそれまでの間）、業務改善計画の実施状況を四半期毎に報告すること。併せて、特定行政庁が工場に立入調査を行う場合は適切に対応すること。

※今回の事案に関して同社を処分できる規定が建築基準法その他の法令にはないものの、社会的責任及び信義則にもとる行為であることを踏まえ、厳重注意処分とした。

（参考：これまでの経過）

8月16日：「建築材料における回収骨材の使用に関する検討委員会」（国土交通省所管）の委員が（株）中央生コン工場を調査した際に、建築工事への出荷が発覚。

21日：国土交通省から同省中国地方整備局建設部を通じて、（株）中央生コンが製造したコンクリートについて建築基準法不適合の疑いがあるとの一報が県に入った。

22-23日：同社が特定行政庁（県、米子市、境港市）に状況説明。

30日：各行政庁が同社に対し、今後の調査の説明と関係資料の提供を要請。

9月1日：同社から提供のあった資料をもとに各行政庁が、建築基準法の適合状況の確認作業を開始。

10月31日：国土交通大臣が建築基準法第37条第2項に基づき当該コンクリートを認定。

11月上旬：各行政庁が大臣認定との整合確認のため、同社に関係資料提供を指示し、確認作業を開始。

11月末～12月初：各行政庁から同社へ厳重注意文書を通知。（米子市11/29、県・境港市12/5）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

当初契約 主務課		工事名 県営住宅緑町第二団地第一期住戸改 善工事(54~4棟)(建築) (當初契約 くらしの安心局 住まいまちづくり課 (當初契約 課)	工事場所 鳥取市 立川町 六丁目	契約の相手方 こおげ建設株式会社 代表取締役 山根 敏樹	契約金額 (当初契約額) 235,440,000円	工期 平成29年11月28日 ~平成30年10月31日	契約年月日 (当初契約年月日) 平成29年11月27日	摘要

